

1 母子生活支援施設の運営手法等について

(説明者：こども青少年課長)

(1) 主な意見等

- 「民営化」と「民営」のどちらが正しい表現なのか整理をしておくようにしていただきたい。  
⇒ 民営化という表現については、市が行政目的を持った施設として建設するが、行政目的の達成のための物的手段とはせず、社会福祉法人による施設運営という手法を採ることから、今までの庁議の中では使用してきたが、民営化という言葉の意味は、もともと公営で運営していたもの民営に変えるという意味であるので、再度、表現の仕方について整理しておく。
  
- 指定管理者の場合に事務量が多くなるとあるが、民間事業者と市のどちらの事務が多くなるのか。  
⇒ 市の事務が多くなる、他自治体から母子を受け入れた場合の当該自治体への措置費の請求・収納業務の部分である。
  
- 民営化のデメリットはないのか、民営化の方がメリットがあるのに、なぜ指定管理者を導入している施設もあるのか。  
⇒ 指定管理者制度の導入施設は、同制度が導入されることとなった地方自治法の一部改正(平成15年施行)の施行前の地方自治法の規定に基づいて管理委託をしていた施設が、直営か指定管理者を選択するため移行したものである。  
これらの施設は、いわゆる母子寮と言われていたところからの古い施設が多く、母子に対して居所の提供という支援が主であった、最近の母子生活支援施設は、専門的な相談・指導による自立支援を踏まえた設備を備えており、民間事業者による設置がほとんどである。
  
- 改正前の地方自治法の規定に基づいて管理委託をしていた施設を民営化するということはなかったのか。  
⇒ 公の施設の設置条例を廃止しなければならないなど、民営化への条件が整わなかったと思われる。
  
- 国の制度(指定管理者では民改費が加算されない。)が、自治体の実態を踏まえたものとなっていないということか。  
⇒ 児童福祉施設の分野では、職員配置や措置費単価等について実情にあっていないとも指摘されている。
  
- 指定管理者と民営化との比較において、民営化の方にデメリットはないということではよいか。  
⇒ 民営化による運営手法を検討する中ではデメリットと言える部分は無かった。

- 指定管理者による運営と民間事業者による運営で、市の役割や責任の所在という視点からの違いはあるのか。
  - ⇒ 指定管理者の場合は、公の施設として市が管理をしていくこととなり事故の場合の責任等は市が負うこととなるが、民営化による場合は、指導監査をする立場としての責任や、施設の所有者として責任がある(指導監査課にも確認をして施設設置認可者たる市としての関わりを整理しておく)。
  
- 施設の入所方法はどうか。
  - ⇒ 施設への入所は、利用者が市(福祉事務所：保健福祉総合相談課)に申請し、当該利用者と市の間で契約をして行うこととなる。
  
- 措置費と生活保護費との関係はどうか。
  - ⇒ 措置費は、施設への入居(家賃に相当する部分)や支援・指導に係る費用に対するもので、生活保護費は食費、水道光熱費等の生活費に対するものである。生活保護費は、施設の所在する自治体の負担となる。
  
- 児童福祉法では、母子に対するケアホームやグループホームという考えはないのか。
  - ⇒ 母子生活支援施設は、母とその子どもが一緒に入所するという施設であり、母子世帯ごとに支援をするものであることからグループホーム的な考えはない。
  
- 民営化によるメリットを述べるうえで入所者に対するメリットについても整理しておくことが必要と思われる。
  - ⇒ 民営化による市としてのメリットだけでなく、入所者に関するメリットについても整理する。

## (2) 結 果

- 原案を決裁処理とする。

施設の運営手法については民営(民設民営)とし、施設の運営団体の選考方法、施設の修繕費用の負担区分、施設開設に伴う市の助成の考え方及び民間母子生活支援施設運営費補助について原案のとおり承認を得た。